

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

(平成二十年三月三十一日)

(厚生労働省告示第七十九号)

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)第十六条第三項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。第16条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる基準を満たすものとする。

1 代行業務の内容に関する基準

(1) 保険者に代わり、特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。)及び特定保健指導(同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。)の実施に要した費用の請求の受付及び当該費用の支払に係る業務として、次に掲げる業務の全部又は一部を実施すること。

ア 保険者並びに法第28条の規定に基づき保険者から特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)の実施の委託を受けた者(以下「実施機関」という。)から、特定健康診査等に関する記録、特定健康診査等の実施に要した費用の請求等に係る情報その他特定健康診査等の実施に要した費用の請求の受付及び当該費用の支払に必要な情報(以下「決済情報」という。)の提出を受け、速やかに事務点検(決済情報に基づき、実施機関から保険者に対する特定健康診査等の実施に要した費用に係る請求内容及び請求金額の点検を行うことをいう。以下同じ。)を行うこと。

イ 事務点検の結果、問題があると判断された決済情報については、その理由を付して実施機関に返戻し、再提出を求めること。

ウ 事務点検の結果、問題がないと判断された決済情報については、保険者ごとに決済情報を整理及び集約し、保険者に対して当該決済情報を安全かつ速やかに送付す

ること。

エ 特定健康診査等の実施に要した費用を保険者及び実施機関ごとに集約し、保険者及び実施機関に代わり、保険者に対する当該費用の請求及び実施機関に対する当該費用の支払を行うこと。

オ 保険者及び実施機関から提出を受けた決済情報を、特定健康診査等の実施に要した費用の請求及び支払が完了するまでの間、適切に保存及び管理すること。

(2) (1)に掲げる業務に附帯する業務として、次に掲げる業務を実施することができること。

ア 保険者に代わって行う特定健康診査等の実施案内に係る業務

イ 実施機関に代わって行う特定健康診査等の実施受付に係る業務

ウ ア及びイに掲げるもののほか、保険者又は実施機関に代わって行う業務

(3) 保険者と実施機関との間の契約に関する情報その他の(1)及び(2)に掲げる業務(以下「代行業務」という。)の実施に必要な情報は、あらかじめ保険者及び実施機関から授受しておくこと。

(4) 事務点検の一部を保険者が行う場合には、代行業務を行う者と保険者との間において、役割分担、決済情報の取扱いその他必要な事項をあらかじめ取り決めて行うこと。

2 特定健康診査及び特定保健指導の結果等の情報の取扱いに関する基準

(1) 代行業務を行うに当たっては、法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。

(2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。

(3) 電子情報処理組織(代行業務を行う者が使用する電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と保険者が使用する電子計算機及び実施機関が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)により代行業務を行う場合には、電子情報処理組織の使用に係る安全管理(組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等)を徹底すること。

(4) 決済情報を記録した光ディスクを送付する方法により代行業務を行う場合には、次に掲げる事項を遵守すること。

ア 光ディスクを授受したことが確認できる手段(書留郵便、配達証明郵便等)を用いる等、送付中の光ディスクの安全が確保される手段を用いるよう努めること。

イ 送付中の光ディスクが盗取され、又は紛失した場合に、当該光ディスクに記録し

た決済情報が漏えいしないよう、決済情報の暗号化その他必要な対策を講じること。なお、決済情報を暗号化する場合には、正しい送付先のみが復元できるような手段を用いること。

- (5) 保険者及び実施機関から提出を受けた決済情報は、読み込む前に必ずコンピュータウイルスに感染していないことを確認すること。

3 施設、設備等に関する基準

- (1) 保険者及び実施機関から提出を受けた決済情報の迅速かつ正確な処理、光ディスクを送付する方法による代行業務の実施等、代行業務を適切に実施するために必要な施設、設備、人員等を有していること。
- (2) 施設、設備等において、決済情報の安全管理(組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等)が徹底されていること。

4 運営等に関する基準

- (1) 保険者の求めに応じ、保険者が代行業務の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
- (2) 代行業務を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
- (3) 代行業務の一部を再委託する場合には、保険者との契約等において、再委託先についてもこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守していることを明示すること。
- (4) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- (5) 従業員及び会計に関する諸記録を整備すること。
- (6) 代行業務に関し、事業運営上開示すべき重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び実施機関が容易に確認できる方法(ホームページ上での掲載等)により、幅広く周知すること。

ア 代行業務を行う者の名称及び所在地に関する事項

イ 施設及び設備に関する事項

ウ 情報システムに関する事項

エ 運営に関する事項

オ 事務手数料等に関する事項

カ その他事業運営上開示すべき事項

改正文 (令和〇年〇月〇日厚生労働省告示第〇号) 抄
令和六年四月一日から適用する。